

12 用語解説 (五十音順)

用 語	説 明	ページ
幹線道路	都市の骨格をなす道路で広域交流を支え都市域内を連絡する主要な道路をいう。	P.5
協働	同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力すること。	P.1
熊本市第6次総合計画	総合的・計画的な市政運営及び市民活動の指針として平成21年3月に策定され、目標年次を平成30年度とした熊本市の施策・計画などの基本となる上位計画。	P.1
熊本水遺産	熊本市の水と風土と文化を後世に伝えるため、市民共有の財産として市が登録しているもの。湧水、食、土木建築、祭り、風習など有形・無形を問わず、熊本市の水に関係するものであれば登録の対象とされる。	P.5
公共交通網	路線バス、鉄道、路面電車など不特定の人々を大量、かつ、効率的に運ぶことのできる交通手段が網の目のように通じている形態	P.5
高齢化率	人口に占める65歳以上の高齢者の割合。	P.5
コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会。	P.4
重要港湾	港湾法に基づく港湾の種類の一つ。国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾	P.6
少子高齢化	少子化と高齢化が同時に進行している状況	P.4
第1次産業	農業・林業・漁業。	P.3
第2次産業	鉱業・建設業・製造業	P.3
第3次産業	第1次産業、第2次産業以外の産業。電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されないもの）、分類不能の産業。	P.3

用 語	説 明	ページ
第2次熊本市都市マスタープラン	平成13年に都市計画法（18条の2）に基づく都市計画に関する主に土地利用や都市整備の方向性などの基本的な方針を示す都市マスタープランを、昨今の社会情勢の変化などを踏まえて改訂したもの。	P.1
都市空間デザイン	“都市空間”は、主に行政が整備・維持管理する道路・公園・河川等と、地権者や民間事業者等が建築する建築物等で構成され、住民・民間事業者・行政が連携してまちづくりを進めていくもので、“デザイン”は、都市空間の表層の色彩・形態・材質だけを対象とするのではなく、施設などの配置までも対象とし、これにより、利用者にとって判りやすく、安全で、快適な都市空間が形成されること。	P.8
都市計画道路	都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法で定められた道路。	P.5
パブリックコメント	市の計画、条例、規則、制度等の素案、選択肢、論点等を施策の立案過程において広く公表し、市民が多様な意見、情報、専門的知識等（以下「意見等」という。）を提案し、又は提供する機会を設け、市民から提出された意見等を考慮して計画等の検討を行うとともに、検討結果についても広く公表する一連の手続。	P.29
要援護者	災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。	P.5
臨港地区	臨港地区とは、都市計画法に定める地域地区のひとつで、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域(水域)に隣接する指定された陸域のこと。	P.6